

婦人関係
資料

8-6
no.36

(参 考 資 料)

事業内ホームヘルプ制度の実施状況

—昭和43年9月1日現在—

労働省婦人少年局

事業内ホームヘルプ制度共同方式実施状況

(昭和43年9月現在)

No	都道府県名	団体名	団体の種別	団体加入事業場の種類	加入事業場数	団体加入事業場の従業員数(家族世帯数)	制度開始年月日	ホームヘルパー数	利用料		派遣期間の限度	ホームヘルパーの労働条件				備考(団体構成員・その他)
									家庭負担分	事業場負担分		身分	労働時間	給与	その他	
1	京都府	西陣着尺縫物工業組合	商工組合	織物業	355	人 5,726 (2,018)	38.1.1	0	1日につき 250円	1日につき 250円	6日	職員	8:00 ~17:00	円 15,000	通勤費 1,000円	・京都府下(舞鶴・綾部等一部地区を除く)の西陣着尺織物業者により構成 ・ホームヘルパー退職により一時休止
2	兵庫県	神戸医師協同組合	業協同組合	医療保健業	1,060	2,150 (300)	40.1.12	1	250	250	6日	嘱託	9:00 ~17:00	26,700 (通勤手当を含む)	通勤費 24,000円 賃与年間 4ヵ月分	・兵庫県下の医師により構成
3	神奈川県	中原工場協同組合	業協同組合	各製造業	17	1,210 (360)	40.8.2	1	300	1,000	6日	職員	8:00 ~17:00	日給 1,300	昇給年1回 20% 賃与年2回 4ヵ月分	・川崎市内に事業場を有する小規模事業主により構成
4	千葉県	松工業戸会	地域業組合	各製造業	138	15,000 (3,000)	42.8.1	1	300 ~ 0	500 ~ 200 (事業場により異なる)	6日	職員	派遣日 8:00 ~17:00 その他 9:00 ~17:00	20,000	各社会保険 加入	・松戸市内に製造業又は関連事業場を有する事業主により構成
5	岡山県	岡山歯科医師会	地域業組合	医療保健業	140	1,774 (174)	42.9.1	1	700	—	6日	職員	8:30 ~17:00	20,000		・岡山市内の歯科医師により構成
6	愛知県	一勤一休労働者協会	地域業主体	各業種	900	65,000 (50,000)	42.9.22	1	500	派遣交通 費実費	7日	職員	9:00 ~17:30	25,782	通勤費実費 支給 賃与・昇給 年2回	・一宮労働基準監督管内の労働基準法 適用事業場により構成
7	広島県	協同組合 三菱力 協	業協同組合	各業種	97	4,000 (1,500)	42.10.1	1	300	—	5日	職員	8:00 ~17:00	21,000	各社会保険 加入退職金 支給	・三菱重工製鋼広島造船所及び直系関連 事業場の下請事業を営み広島市、呉市 等の地区に所在する小規模事業主によ る構成
8	石川県	宇ノ気町商工 共同事業協 会	業協同組合	各業種	446	1,738 (1,400)	42.12.1	1	200	600	7日	職員	8:00 ~17:00	20,000	通勤手当支 給 賃与2回	・宇ノ気町内に工業、商業、サービス業 及びその他の事業場を有する事業主に より構成(宇ノ気町商工会を推進母体 として設置)
9	埼玉県	川口鋳物工 業協同組合	業協同組合	鉄鉄鋳物 製造業	452	13,014 (6,377)	43.3.18	1	300	900	5日	書記補	8:15 ~17:00	20,000	派遣手当 1,000円 通勤手当実 費支給 (その他)	・川口市及び周辺地区の鋳物業者により 構成

目

次

ホームヘルプ制度の実施状況	1
1. 都道府県別事業内ホームヘルプ制度実施事業場数	2
2. 年間制度推進状況	3
3. 産業別実施事業場数	4
4. 従業員数、世帯数別実施事業場数	5
5. 利用料別実施事業場数	5
6. ホームヘルパー基本給与別実施事業場数	6
7. 諸手当について	7

ホームヘルプ制度の実施状況

- (1) 9月1日現在、本制度を実施する事業場は、東京都をはじめ24都道府県におよび、その数は東京を最高に263事業場を数えそのうち、規模1,000人以上の事業場が約7割を占めている。
- (2) 産業別では、製造業が最も多く、全体の53.6%、次いで金融保険業、卸売・小売業、電気・ガス水道業、公務等広く、各種の産業に及んでいる。
- (3) 派遣家庭における利用料は1日200円から299円が47.5%で最も多く、次いで、300円から399円が34.9%となつている。
最高は700円程度で無料とする事業場も6事業場ある。
- (4) 派遣の時間は午前9時から午後5時とするものが75事業場、午前8時から午後5時とするものが、58事業場ある。42年度以降に新しく、制度を導入した事業場では、既制度実施事業場よりも、就業時間の定めが短いところが多い。
- (5) 派遣日数の限度は約半数の事業場において6日としており、次いで5日としている事業場が多い。
- (6) ホームヘルパーの賃金は家庭派遣の有無にかかわらず、一定額が支給されるが、基本給26,000円～28,000円を支給する事業場が最も多く、次いで24,000円～26,000円を支給する事業場が多い。ほとんどの事業場は20,000円以上支給している。このほか、多くの事業場で派遣手当、食事手当、通勤手当等を支給しており、住宅手当、家族手当等支給している事業場もみられる。
- (7) ホームヘルパーの身分は社員、職員等正規の従業員としての待遇を与えているもののほか、嘱託、雇員として雇用し、あるいはホームヘルパーという職名を新たに設けた事業場もある。
- (8) ホームヘルパーの一事業場当り配置人数は2～3名が普通で、最も多いところは9名となつている。
- (9) 年間における家庭の派遣率は概ね60%程度である。
ホームヘルパーの健康管理及び事務連絡等のため、特定日を社内勤務として規定している事業場が多い。

1. 都道府県別事業内ホームヘルプ制度実施事業場数

都道府県名	実 施 事 業 場 数	
	4 3 年 4 月 1 日 現 在	4 3 年 9 月 1 日 現 在
北海道	6	6
埼玉県	8	8
千葉県	6	6
東京都	6 7	6 8
神奈川県	2 0	2 0
石川県	1	1
福井県	2	2
静岡県	9	1 0
愛知県	2 3	2 3
三重県	2	2
滋賀県	1	1
京都府	1 1	1 2
大阪府	4 3	4 6
兵庫県	2 6	2 6
岡山県	6	6
広島県	9	1 0
愛媛県	1	1
福岡県	5	5
佐賀県	1	1
長崎県	5	5
熊本県	1	1
大分県	1	1
宮崎県	1	1
鹿児島県	1	1
計	2 5 6	2 6 3

2. 年 間 制 度 推 進 状 況

(4 3 年 9 月 1 日 現 在)

都道府県名	4 2 年 度 中		4 1 年 度 末 日 現 在	4 2 年 度 末 日 現 在	4 3 年 4 月 1 日 以 後		制 度 実 施 事 業 場 数 (4 3 年 9 月 1 日 現 在)	備 考
	制 度 開 始	制 度 廃 止			制 度 開 始	制 度 廃 止		
北海道	0	0	6	6	0	0	6	
青森県	3	0	5	8	0	0	8	
岩手県	2	0	4	6	0	0	6	
宮城県	1 0	1	5 8	6 7	2	1	6 8	
秋田県	(事 業 場 転 入) 1	(事 業 場 転 出) 2	2 1	2 0	0	0	2 0	1 件 神 奈 川 へ 移 転
山形県	1	0	0	1	0	0	1	
福島県	0	0	2	2	0	0	2	
茨城県	2	0	9	9	1	0	1 0	
栃木県	0	0	2 1	2 3	0	0	2 3	
群馬県	0	0	2	2	0	0	2	
埼玉県	0	0	1	1	0	0	1	
千葉県	6	1	1 1	1 1	1	0	1 2	
東京都	6	0	3 8	4 3	3	0	4 6	
神奈川県	0	0	2 6	2 6	0	0	2 6	
新潟県	6	0	0	6	0	0	6	
富山県	2	0	7	9	1	0	1 0	
石川県	0	0	1	1	0	0	1	
福井県	0	0	5	5	0	0	5	
岐阜県	0	0	1	1	0	0	1	
静岡県	0	0	1	1	0	0	1	
愛知県	1	0	4	5	0	0	5	
三重県	0	0	1	1	0	0	1	
滋賀県	0	0	1	1	0	0	1	
京都府	0	0	1	1	0	0	1	
大阪府	0	0	1	1	0	0	1	
兵庫県	0	0	1	1	0	0	1	
奈良県	0	0	1	1	0	0	1	
和歌山県	0	0	1	1	0	0	1	
徳島県	0	0	1	1	0	0	1	
香川県	0	0	1	1	0	0	1	
高松県	0	0	1	1	0	0	1	
愛媛県	0	0	1	1	0	0	1	
高知県	0	0	1	1	0	0	1	
福岡県	0	0	1	1	0	0	1	
佐賀県	0	0	1	1	0	0	1	
熊本県	0	0	1	1	0	0	1	
大分県	0	0	1	1	0	0	1	
鹿児島県	0	0	1	1	0	0	1	
沖縄県	0	0	1	1	0	0	1	
計	3 4	4	2 2 6	2 5 6	8	1	2 6 3	

3. 産 業 別 実 施 事 業 場 数

産 業 別	実 施 事 業 場 数			
	4 3 年 4 月 1 日 現 在		4 3 年 9 月 1 日 現 在	
	実 数	%	実 数	%
鉱 業	1	0.3	1	0.3
建 設 業	3	1.1	3	1.1
製 造 業	137	54.2(100.0)	141	53.6(100.0)
食 料 品 製 造 業	14	(10.2)	14	(9.9)
織 維 工 業	1	(0.7)	1	(0.7)
パ ル プ ・ 紙 製 造 業	4	(2.9)	4	(2.8)
出 版 ・ 印 刷 業	6	(4.3)	8	(5.6)
化 学 工 業	22	(16.8)	22	(16.2)
石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	4	(2.9)	4	(2.8)
ゴ ム 製 品 製 造 業	3	(2.1)	3	(2.1)
窯 業 土 石 製 品 製 造 業	7	(5.1)	7	(4.9)
鉄 鋼 業	16	(11.6)	16	(11.3)
非 鉄 金 属 製 造 業	1	(0.7)	2	(1.4)
金 属 製 品 製 造 業	3	(2.1)	3	(2.1)
機 械 製 造 業	16	(11.6)	16	(11.3)
電 気 機 械 器 具 製 造 業	15	(10.9)	15	(10.6)
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	19	(13.8)	20	(14.1)
精 密 機 械 器 具 製 造 業	6	(4.3)	6	(4.2)
卸 売 ・ 小 売 業	17	6.6	17	6.4
金 融 ・ 保 険 業	58	22.6	60	22.9
不 動 産 業	1	0.3	1	0.3
運 輸 通 信 業	5	1.9	5	2.2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	14	5.4	14	5.3
サ ー ビ ス 業	3	1.1	3	1.1
公 務	13	5.0	14	5.3
そ の 他	4	1.5	4	1.5
計	256	100.0	263	100.0

4. 従業員数、世帯数別実施事業場数

規 模	従業員数別事業場数				世帯数別事業場数			
	43年4月1日現在		43年9月1日現在		43年4月1日現在		43年9月1日現在	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
100人未満	2	0.7	2	0.7	15	5.8	15	5.7
100～199人	9	3.5	9	3.4	22	8.5	22	8.3
200～299	7	2.7	7	2.6	13	5.0	13	4.9
300～499	21	8.2	21	8.3	31	12.1	33	12.5
500～999	31	12.1	32	12.1	56	22.5	57	22.1
1,000～1,999	70	27.7	73	27.7	45	17.5	47	17.8
2,000～2,999	39	15.2	40	15.2	22	8.5	23	8.7
3,000～4,999	33	12.8	34	12.9	14	5.4	15	5.7
5,000人以上	44	17.1	45	17.1	15	5.8	16	6.0
不 明	-	-	-	-	23	8.9	22	8.3
計	256	100.0	263	100.0	256	100.0	263	100.0

5. 利用料別実施事業場数

利 用 料	事 業 場 数			
	43年4月1日現在		43年9月1日現在	
	実数	%	実数	%
無 料	6	2.3	6	2.2
100～199円	9	3.5	9	3.4
200～299	123	48.4	124	47.5
300～399	87	33.9	92	34.9
400～499	11	4.2	12	4.5
500～599	17	6.6	17	6.4
600円以上	3	1.1	3	1.1
計	256	100.0	263	100.0

6. ホームヘルパー基本給与別実施事業場数

基 本 給 与 額				事 業 場 数	
月 額	事業場数	日 額	事業場数	実 数	%
12,000円以上 14,000円未満	5(5)	500 510 550	1(1) 1(1) 1(1)	8(8)	3.0 (3.1)
14,000 16,000	4(4)	560 600	1(1) 3(3)	8(8)	3.0 (3.1)
16,000 18,000	7(7)	650	1(1)	8(8)	3.0 (3.1)
18,000 20,000	6(6)			6(6)	2.2 (2.3)
20,000 22,000	33(33)	800 875	1(1) 1(1)	35(35)	13.3 (13.6)
22,000 24,000	41(41)	880	2(2)	43(43)	16.3 (16.7)
24,000 26,000	46(44)	1,000	3(3)	49(47)	18.6 (18.3)
26,000 28,000	48(45)	1,060 1,064 1,100	1(1) 3(3) 1	53(49)	20.6 (19.7)
28,000 30,000	29(27)			29(27)	11.0 (10.5)
30,000 32,000	7(8)	1,220	1(1)	8(9)	3.0 (3.5)
32,000 34,000	9(9)	1,300	1(1)	10(10)	3.8 (3.9)
34,000円以上	5(5)			5(5)	1.9 (1.9)
不 明	1(1)			1(1)	0.3 (0.3)
計	241(235)		22(21)	263(256)	100.0 (100.0)

- (注) 1. ()内は4.3.4.1現在の制度実施事業場数である。
 2. 現在休止中のものも含めているため、基本給の低い事業場もある。
 3. 日額は、1ヶ月25日勤務として計算し、月額給与欄に繰り入れた。

7. 諸手当について

(1) 基本給 最高39,000円 最低12,000円

(2) 各種手当

イ. 派遣手当

◦ 支給事業場 67事業場

◦ 支給額

1日当り 最高500円 最低50円

1日当り 1000円～2000円が過半数

ロ. 食事手当

◦ 支給事業場 73事業場

◦ 支給額

1ヵ月 最高2,500円 最低500円

1ヵ月 1,000円～2,000円が大部分で約65%

ハ. その他の手当

住宅手当、家族手当、技能手当、精励手当等を支給する事業場あり

(3) 賞 与 殆んどの事業場で支給

(4) 通勤交通費 "

— —

— —